

第155回

山梨県都市計画審議会

参考資料

○参考資料1

都市計画法第16条第1項の住民説明会、公聴会の状況報告

○参考資料2

都市計画法第18条第1項の市町村意見聴取状況報告

○参考資料3

都市計画法第17条第2項の規定による住民等の意見書の状況報告

都市計画原案の住民説明及び公聴会の開催状況

○ 説明会の開催状況

コロナウイルス感染症防止のため、説明会は開催せず、変わって音声付き動画をYouTubeで公開した。

閲覧者数は次のとおりの結果であった。

都計区域	甲府盆地7 都計	身延	富士 北麓	大月	都留	上野原	計
閲覧回数	249	195	88	36	50	14	632

○ 公聴会の状況

身延都市計画区域で1名の公述があり公聴会を開催。

公述の要旨	都市計画決定権者の見解
地区拠点候補地は、富士川の浸水想定区域のため、慎重に検討すべきである。	地区拠点として位置づける際には、浸水想定区域を勘案し、慎重に検討する。
土地利用方針に、浸水想定区域等は、極力新たな市街地に含めないとあるが、地区拠点候補地は浸水想定区域であるため、相反する結果となっている。	防災に関する各種施策との整合に留意した土地利用を図る。
水害の激甚化・頻発化に備え、河川流域治水を計画的に進めることが望まれる。	流域内での雨水の流出を抑制する貯留浸透対策等を進め、治水安全度の向上を目指している。
国道の整備が必要。	現在、整備を進めている。
人口減少下にあって工場出荷額が増加する理由。	昭和55年からの長期的な見通しをもとに算出しているため。
下水道普及率が将来減少する理由。	下水道普及率は「行政区域内人口」に対する「公共下水道を利用できる人口」の割合であるが、将来後者の方が、減少割合が大きいため。
スポンジ化の用語解説すべき	上位計画である「山梨県都市計画マスタープラン」に掲載している。
産業拠点の位置を明示すべき。	
安全度等河川整備の具体的な目標を記載すべき。	都市計画区域マスタープランは、都市計画の基本的な方向性を示すものであるため、具体的な内容は記載していない。
希少植物の内容を追記すべき。	

都市計画法第 18 条第 1 項に基づく関係市町村の意見と
都市計画決定権者の見解

【甲府盆地 7 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

市町村	意見の概要	都市計画決定権者の見解
甲府市	工場出荷額の将来見通しに基づく市街化区域面積を早期に示すなかで、本方針の見直しを要望する。	工業系用途による計画的な土地利用によって、見直しが必要となる場合は、適時適切に見直すこととします。
南アルプス市	南アルプス都市計画区域は、区域の 90% が白地地域である。この白地地域には、八田、白根、若草の各支所が、地区拠点となって、集落を形成している。これらの地区は市内主要施設と公共交通でつながっていることから、県マスタープランの白地地域の土地利用の方針にある、「立地適正化計画を作成し、適正な土地利用を図る」とする内容について「必要に応じ、立地適正化計画を作成し、適正な土地利用誘導を図る」への修正を要望する。	人口減少に伴い、拠点や既成市街地における低密度化が進行しており、今後、必要な都市機能を維持し、持続可能な都市づくりを行っていくには、コンパクトシティの形成が必要である。そのためには、中心的な拠点だけでなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点も含めた多極ネットワーク型のコンパクト化を目指すなど、立地適正化計画により居住等を一定の区域に誘導していくことが重要と考えている。なお、立地適正化計画を策定することは、白地地域の既成市街地における居住等を否定するものではなく、用途地域内の居住誘導区域へ緩やかに居住等を誘導する制度であり、本マスタープランにおいても白地地域に地区拠点候補地を示しているところです。
昭和町	昭和町役場周辺は、既存集落が形成され、公共施設も集約しており、町マスタープランにおいて行政文化拠点として位置付けている。また、町の人口は増加傾向にあり、当該地域を含む市街化調整区域の開発圧力は高い状況にあることから、コンパクトなまちづくりを進めていく上で、当該地域を拠点に設定するよう要望する。	<p>拠点の選定は、平成 22 年 3 月に策定した山梨県都市計画マスタープランにおいて、都市機能の集積や、交通アクセス、都市基盤の整備状況等から評価し選定している。</p> <p>今回の改定においては、これまで拠点を中心に行われてきた都市づくりを継続し、平成 22 年 3 月に選定した地域を引き続き拠点として定めている。</p> <p>なお、昭和町役場周辺は、市街化調整区域に位置することから、甲府都市計画区域全域の広域的な観点から都市機能を集積する拠点にはで</p>

		きないが、地区計画を活用するなどし、開発圧力の適切なコントロールにより、コンパクトなまちづくりの推進は可能と考えている。
	スプロール化を防ぎ計画的なまちづくりを進めていくため、区域区分の変更を含めた都市計画の見直し等について、継続した県との協議を要望する。	甲府都市計画区域における人口の減少傾向は続いており、今後も一層の減少が見込まれる。このような状況下において、住居系の市街化区域の拡大は困難な状況にあるが、PDCA のマネジメント・サイクルにより都市づくりの状況を検証するなど、必要に応じて計画の見直しを図ります。また、必要な都市計画制度の適用等の協議は行います。
笛吹市	国道 20 号線（石和バイパス）沿線、笛吹中央病院を含めたエリアに変更することにより、商業系都市機能、医療系都市機能の強化が図られる。また住居系用途地域を外したエリアとすることにより都市機能の誘導が今後図られると想定される。さらに R3.3 改定予定の笛吹市マスタープランにおいて、見直し後のエリアを「中心市街地」や「新たな都市機能誘導ゾーン」に位置付けていることから、拠点方針エリアの見直しを要望する。	拠点方針エリアは基本的なエリアを示しておりますが、意見のとおり、国道 20 号線（石和バイパス）沿線、笛吹中央病院を含むエリアを拠点方針エリアとして設定します。

【富士北麓都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

市町村	意見の概要	都市計画決定権者の見解
富士吉田市	富士吉田市中心市街地について、富士・東部広域圏域を牽引する広域拠点となっているが、富士北麓都市計画の計画のため、富士北麓地域を牽引するとの表記への変更を要望する。	県マスにおいて、富士吉田市中心市街地は、富士・東部広域圏域を牽引する拠点として位置付けているため、そのような表記としています。
	「（仮称）富士吉田南スマートインターチェンジ」について、名称が決定したため「富士吉田忍野スマートインターチェンジ」への変更を要望する。	意見のとおり、インターチェンジ名を富士吉田忍野スマートインターチェンジに修正します。

	<p>土地区画整理事業、中央通り線について事業期間の延伸を行ったため、完了予定年次（2022年（R4））の変更を要望する。</p>	<p>意見のとおり、完了予定年次を2022年（R4）に変更します。</p>
--	---	---------------------------------------

【大月都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

市町村	意見の概要	都市計画決定権者の見解
大月市	<p>立地適正化計画における大月駅周辺の居住誘導区域を拠点エリアとして設定することを要望する。</p>	<p>意見のとおり、立地適正化計画における大月駅周辺の居住誘導区域を拠点エリアとして設定します。</p>
	<p>大月市は、人口集中地区が存在しなくなったため記載の削除を要望する。</p>	<p>意見のとおり、人口集中地区に関する記載は削除します。</p>

都市計画法第 17 条第 2 項に基づく意見と都市計画決定権者の見解

【甲府盆地 7 都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

	意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	P. 15 オ. 地区拠点について 地区拠点候補地の一覧表において、塩崎駅周辺を甲府都市計画区域に位置付けて良いのか。	塩崎駅周辺は旧双葉町になり、韮崎都市計画区域となるため、ご指摘を踏まえ、塩崎駅周辺を韮崎都市計画区域の地区拠点候補地として位置付けます。

【身延都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針】

	意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	P. 5 ③軸について R2 年 10 月公表の「山梨県都市計画マスタープラン」における目指すべき県土構造に示されているとおり、郡内地方と峡南地区を結ぶ道路は、国道 300 号のみであり、身延町の発展のため、道路を改良し、利便性の向上を図り、より一層の安心安全な交通の確保を図ることが望まれる。	国道 300 号は、整備中の主要幹線道路に位置づけております。
2	P. 9 イ. 地区拠点について 下山地区を地区拠点候補地に位置付けているが、身延町も下山地区を新たに候補地として位置付けたことを了解しているのか。 なお、下山地区は身延町作成のハザードマップによると水深 0.5m 以上の浸水区域となっているので慎重に検討すべきである。	地区拠点候補地は、身延町と協議し、都市計画区域マスタープランに位置づけております。 今後、町が具体的な検討をする場合には、浸水想定区域の状況を踏まえ、検討していくこととなります。
3	P. 11 防災に配慮した市街地の土地利用について 浸水想定区域等では、極力新たな市街地に含めないなど、防災に関する各種施策と整合した土地利用を図るとあるが、地区拠点候補地に示した下山地区は、浸	市街地の土地利用については、浸水想定区域の状況を踏まえ、検討していくこととなります。

	<p>水想定区域であり、相反する結果となっているため、防災に配慮すること優先し、安全で安心できる都市計画の策定が望まれる。</p>	
4	<p>P. 14、15 (3) 河川の都市計画の決定の方針について</p> <p>近年の気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え「流域全体」で関係者が協働する治水対策が望まれており、河川行政において、「流域治水」を計画的に進める必要性が高まってきているため、より具体的な河川整備の方策を記載してもらいたい。</p>	<p>都市計画区域マスタープランは、土地利用や都市施設等の都市計画の基本的な方向性を示すものであり、具体的な整備内容は記載しておりません。</p>
5	<p>p. 4 3) 人口、産業について</p> <p>前回策定の都市計画区域マスタープランの予測値と今回改定の都市計画区域マスタープランの実測値を比較すると、都市計画区域内の人口の予測と実測値の差異は少ないが、工場出荷額の予測と実測値は、全く異なった数値となっている。</p> <p>工場出荷額が2030年に203億円になると予測しているが、この値の計算過程となる前提条件の見直しを行い、再検証したデータが計画されることが望まれる。</p>	<p>工場出荷額は、長期的な過去の実測値を基に推計した結果、増加傾向となっているため、R12年度の工場出荷額は、増加の見込みとなっております。</p>